学振助二第１４号
令和２年７月３０日

関係各研究機関代表者　殿

独立行政法人日本学術振興会
理事長　　里見　　進

（印影印刷）

令和２(2020)年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（特別推進研究）の交付内定について（通知）

独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）が交付を行う令和２(2020)年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）のうち、特別推進研究の新規課題について、別添１「令和２(2020)年度交付内定一覧」（以下「内定一覧」という。）のとおり交付内定をしましたので通知します。また、今回交付内定をしなかったものは不採択となりましたので、併せて通知します。

ついては、内定一覧に基づく審査結果を各研究代表者に通知するとともに、研究代表者がこれにより補助金の交付を希望する場合には、下記の提出書類を提出してください。

また、学術研究の一端を社会に対して広く紹介することが極めて重要であるとの考えから、新規に交付内定を行った大型研究種目の研究課題を対象として、後日、公表用資料（和文・英文）を作成いただき、本会ホームページにて研究課題の概要等を公開する予定です。

なお、採択とした研究課題の研究代表者に対し、別添２のとおり審査を行った審査委員会からのコメントが付されておりますので、貴職より該当者に対しその旨伝達願います。

記

Ⅰ　提出書類及び提出期限

別紙１「科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等（令和２(2020)年度）」の内容を確認した上で、下記の提出書類を、日本学術振興会研究助成第二課（下記Ⅴ参照）に、それぞれの提出期限までに提出してください。

提出書類	作成者	提出期限
(1)必ず提出する書類		
①　交付申請書（様式A-2-1）	研究代表者	８月２７日（木）
②　交付請求書（様式A-4-1）		
(2)必要に応じ提出する書類		
③　交付申請の辞退届（様式A-7） ④　研究代表者の転出報告書（様式A-8） ⑤　育児休業等又は病気を理由とする特別研究員の採用中断に伴う交付申請留保届（様式A-10） ⑥　海外における研究滞在等による交付申請の留保届（様式A-10-2） ⑦　間接経費の辞退届(様式A-11) ⑧　研究成果報告書未提出者に係る交付申請留保届（様式A-13）	研究機関	８月２１日（金）
⑨　科学研究費助成事業（科学研究費補助金）における産前産後の休暇、育児休業の取得、又は、病気を理由とする特別研究員の採用の中断若しくは海外における研究滞在等に伴う研究実施計画の変更願（様式A-14）	研究代表者	

Ⅱ　提出方法

＜科研費電子申請システムによる提出＞

上表のうち、①～⑦については、科研費電子申請システム（以下、「電子申請システム」という。）より日本学術振興会へ提出してください（別紙２参照）。

※印刷物の郵送による提出は不要です。

＜印刷物の郵送による提出＞

上表のうち、⑧、⑨については、作成した様式を郵送にて日本学術振興会に提出してください。
なお、様式は日本学術振興会のホームページにてダウンロードできます。
URL：https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/17_koufu/index.html

交付申請書、交付請求書の作成及び確認に当たっては、同ホームページにおいて、「科学研究費補助金交付申請書・交付請求書チェックリスト（研究機関用）」を掲載していますので御活用ください。

Ⅲ　次年度以降の「交付予定額」について

「内定一覧」に記載している次年度以降の交付予定額については、研究計画の計画的な実施に資することを目的として通知しているものです。
一方、科学研究費補助金は、毎年度、交付申請書に基づき、予算の範囲内において交付するものであり、次年度以降の交付予定額については、予算措置がなされない場合をはじめとして、内定一覧に記載している次年度以降の交付予定額どおり交付しないことがあり得ます。

（参考）交付予定額どおり交付しないことが考えられる例

○　継続の研究課題について、科学研究費助成事業－科研費－公募要領（以下「公募要領」という。）において応募書類、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「体制整備等自己評価チェックリスト」という。）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」（以下「研究不正行為チェックリスト」という。）等の提出が必要とされているにもかかわらず、所定の期間に上記書類の提出がなかった場合

○　継続の研究課題について、公募要領に基づき提出された応募書類が科学研究費委員会において審査に付された結果、「不採択」又は「交付予定額を減額して採択する」とされた場合

○　継続の研究課題について、科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（平成１５年１０月７日規程第１７号）第５条の規定により「科学研究費補助金を交付しない」こととなった場合

○　継続の研究課題について、「調整金」を活用した前倒し使用を行った場合

Ⅳ　留意事項

１．本年度に適用することを予定している補助条件は別紙３のとおりですので、内容を研究代表者に周知するとともに令和２(2020)年度における補助条件等の主な変更点（別紙４）について確認してください。

２．「統合イノベーション戦略２０１９」（令和元年６月２１日閣議決定）や、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和２年１月２３日総合科学技術・イノベーション会議決定）等の政府方針に基づき決定された、「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和２年２月１２日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえ、別紙５のとおり、科研費においても令和２(2020)年４月から、科研費により雇用される若手研究者の自発的な研究活動等の実施を可能とする制度改善を行います。
実施に当たっては、各研究機関において、実施方針等を踏まえた申請手続等の具体的な実施方法について規程等を定める必要がありますので、研究者の希望に応じた対応が可能となるよう、必要な検討を進めてください。

３．交付申請に当たっては、電子申請システム上で「研究活動の公正性の確保及び適正な研究費の使用について確認・誓約すべき事項」（別紙６）について、研究代表者に確認を求めています。

この確認事項において、研究代表者と研究分担者が既に研究倫理教育の受講等を行ったこと、日本学術会議の声明「科学者の行動規範－改訂版－」や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」の内容のうち、研究者が研究遂行上配慮すべき事項について、十分内容を理解し確認することとしています。
　また、本内容は本会のホームページに掲載していますので、研究代表者の責務として、本内容を研究分担者等にも必ず周知し、理解してもらうよう各研究代表者に周知してください。
URL：https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/15_hand/index.html

４．新規の研究課題については、本件通知日以降直ちに研究を開始し、必要な契約等を行って差し支えありませんので、交付申請を行う各研究代表者に周知願います。必要な経費は、補助金受領後に支出し、又は研究機関等が立て替えて補助金受領後に精算してください。また、間接経費については、公正・適正かつ計画的・効率的に使用してください。

５．例年、直接経費の支払請求額が３００万円以上となる場合には、前期分と後期分に分けて請求することとしていましたが、今年度の請求については後期分として一括して送金するため、支払請求書の内訳においては後期分に今年度請求額の全額を記入してください。

６．交付決定については９月下旬頃、送金については１０月頃に行う予定です。

７．交付申請書に含まれる個人情報は、補助金の交付等業務のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）するほか、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に提供するとともに、政府標準利用規約※に準拠して取り扱い、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース(KAKEN)に収録し公開する予定です。
※【参考：内閣官房　政府標準利用規約（第2.0版）の概要】
URL：https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/kettei/gl2_betten_1_gaiyou.pdf

８．「研究計画最終年度前年度の応募」として応募し、当該応募研究課題が採択された場合は、その基となった継続研究課題の令和２(2020)年度の研究計画を含め、新規の研究課題で本年４月１日以降の補助事業として実施することとします。このため、交付申請書等の作成に当たっては、本年４月１日以降の補助事業として作成するようお願いします。また、「その基となった継続研究課題の補助事業」に係る令和２(2020)年度の補助金については、必ず交付決定後に廃止手続きを行ってください。

９．交付申請書の提出後から交付決定までの間に研究代表者に異動等があった場合、及び研究分担者を変更する必要が生じた場合には、速やかに「Ｖ　提出先・問合せ先」に連絡してください。

１０．今回の交付内定に伴い重複受給制限に該当する研究課題がある場合は、本件通知日以降執行を停止し、交付決定後、廃止等の手続きに遺漏がないよう御留意ください。

１１．若手研究者等が海外渡航によって科研費による研究の継続を断念することがないよう、海外渡航時における科研費の中断・再開制度について各研究代表者に周知してください。特に、海外渡航により科研費の応募資格を喪失する場合（本通知による交付内定時点で応募資格を喪失している場合を含む）も本制度を活用可能としているため、該当する研究代表者がいる場合には、「交付申請の辞退届（様式A-7）」又は「海外における研究滞在等による交付申請の留保届（様式A-10-2）」等を提出する際に、必ず研究代表者の意思等を確認の上で手続を行ってください。具体的な手続については、「科研費ハンドブック（研究機関用）」を併せて確認してください。
URL：https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/15_hand/index.html

１２．今回、交付の内定を行った研究課題の研究代表者又は研究分担者のうち、本件通知日時点で、e-Rad上でエフォートの合計が１００％を超過している研究者（以下「超過者」という。）については、その旨を別途連絡します。当該連絡があった場合は、交付申請書の提出までにe-Radに登録されているエフォートを修正する必要があり、エフォートが１００％を超過している状態が解消されるまで、超過者が研究代表者又は研究分担者として参画している研究課題については、交付決定を行いません。超過者に対しての連絡等の詳細は、平成３０年３月２２日付け事務連絡「科学研究費助成事業における平成３０年４月１日以降のエフォート管理について」（http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1402832.htm）を御確認ください。

１３．科研費による研究の実施に当たり、研究機関は、「体制整備等自己評価チェックリスト」及び「研究不正行為チェックリスト」を提出する必要があります。平成３１(2019)年４月以降において両チェックリストの提出がない研究機関に所属する研究者が、研究代表者又は研究分担者として参画している研究課題については、交付決定を行いませんので、該当する場合は速やかに提出してください（平成３１(2019)年４月以降に別途、両チェックリストを提出している場合には、改めて提出する必要はありません。）。詳細は各種目の公募要領を確認してください。

１４．採択となった応募研究課題の研究代表者には、審査所見を別途９月上旬頃までに送付する予定です。また、日本学術振興会のホームページ及び国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）において広く公開します。

１５．不採択となった応募研究課題の研究代表者には、別途９月上旬頃までに電子申請システムによ

り、審査結果の開示を行う予定です（参考２参照）。

１６．大型研究種目の研究課題に係る公表用資料（和文・英文）の作成及び提出については、後日、研究代表者へ依頼いたします。

１７．平成２９年２月１７日付けで文部科学省から関係機関宛に参考３の通知が発出されています。ついては、貴機関所属の研究代表者及び研究分担者に周知（他の機関所属の研究分担者にも研究代表者を通じて周知）してください。また、貴機関において研究代表者及び研究分担者からの申し出を受ける等により、国際連合安全保障理事会決議第２３２１号の主文１１に該当する可能性のある事実を把握した場合には、「Ｖ　提出先・問合せ先」に報告してください。

Ｖ　提出先・問合せ先

〒102-0083　　東京都千代田区麹町５－３－１
独立行政法人日本学術振興会 研究事業部研究助成第二課　審査・評価第一係
TEL：03-3263-4254　　FAX：03-3263-1824

（添付書類）
別添１「令和２(2020)年度交付内定一覧」
別添２「採択研究課題における研究経費の効果的な執行について」
別紙１「科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等（令和２(2020)年度）」
別紙２「電子申請システムを利用した交付申請について」
別紙３「科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金研究者使用ルール（補助条件）（令和２(2020)年度)」（予定）
別紙４「令和２(2020)年度科学研究費助成事業における補助条件の主な変更点について」
別紙５「科研費により雇用される若手研究者の自発的な研究活動等の実施について」
別紙６「研究活動の公正性の確保及び適正な研究費の使用について確認・誓約すべき事項」
参考１「科研費振込口座の開設及び登録（修正）について」
参考２「電子申請システムを利用した審査結果の開示について」
参考３「国際連合安全保障理事会決議第２３２１号の厳格な実施について（依頼)」(平成２９年２月１７日付け　文部科学省大臣官房国際課長通知)